○財務省・経済産業省告示第七号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号（事業再編の実施に関する指針）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月十二日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
四　特別事業再編の実施方法に関する事項	四　特別事業再編の実施方法に関する事項
イ　（略）	イ　（略）
ロ　特別事業再編の認定要件に関する事項	ロ　特別事業再編の認定要件に関する事項
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　一般消費者等の利益	(5)　一般消費者等の利益
法第二十四条の二第六項第七号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、当該申請を行う事業者が自らの中小受託事業者（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第二条第九項に規定する中小受託事業者をいう。）に対して、当該中小受託事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務に要する費用の円滑かつ適正な転嫁が行われないことその他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。	法第二十四条の二第六項第七号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、当該申請を行う事業者が自らの下請事業者（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）第二条第八項に規定する「下請事業者」をいう。）に対して、当該下請事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務に要する費用の円滑かつ適正な転嫁が行われないことその他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。
(6)　（略）	(6)　（略）

○厚生労働省告示第二百十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和七年厚生労働省令第百三号）の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。ただし、次に掲げるものを有効成分として含有する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）別表第二に掲げる漢方処方に基づく医薬品を除く。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。ただし、次に掲げるものを有効成分として含有する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）別表第二に掲げる漢方処方に基づく医薬品を除く。

○経済産業省告示第六十三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、令和三年経済産業省告示第百六十号（自動車産業の事業適応の実施に関する指針）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
三　事業適応に関する基本的方向性	三　事業適応に関する基本的方向性
（略）	（略）
イ　（略）	イ　（略）
ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性	ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性
（1）・（2）　（略）	（1）・（2）　（略）